お知らせ

国民年金保険料の育児免除制度について

令和８年10月より「国民年金保険料の育児免除制度」が始まりました。この制度は、育児をされている方が国民年金保険料の負担を軽減できる新しい仕組みです。国民年金第１号被保険者（自営業・農業者・アルバイト・無職など）で、子ども（実子・養子）を育てている父母や養父母の方が申請すると、月額17,920円（令和８年度）の保険料が免除されます。対象となる期間は、子どもが１歳になる誕生日の前月までです。この制度を利用して保険料が免除されても、将来受け取る年金額は、保険料を納付した場合と同じように反映されます。詳細は日本年金機構のホームページをご確認ください。

日本年金機構ホームページ

問 住民課戸籍年金係（☎23－2467）

国民年金の社会保険料控除証明書について

控除証明書は、令和８年中に納付した国民年金保険料の納付額を証明する書類です。年末調整や確定申告で、国民年金保険料を社会保険料控除に適用する場合に、添付する必要があります。控除証明書の送付時期は、令和８年１月～令和８年９月に保険料を納付した方は11月上旬、令和８年10月～令和８年12月に初めて保険料を納付した方は令和９年２月上旬の発送予定です。詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。

問 ねんきん加入者ダイヤル（☎0570－003－004　※050から始まる電話の場合は、☎03－6630－2525 受付 月～金曜日は８時30分～19時、第２土曜日は９時30分～16時）

日本年金機構ホームページ

交通事故など第三者の行為によってけがや病気になったときは

交通事故や暴力行為、飲食店での食中毒など、第三者の行為によってけがや病気をした場合、加害者が治療費を全額負担するのが原則です。国民健康保険を使って治療することもできますが、この場合は国民健康保険が医療費を一時的に立て替えて支払い、あとから加害者へ請求しますので、必ず役場に届け出てください。

なお、医療機関で治療する際は、第三者行為によるけがなどで国民健康保険を使用することを伝えてください。後期高齢者医療保険についても同様になります。

また、交通事故の際は交通事故証明書が必要となる場合がありますので、けがの程度が軽くても必ず警察に届け出ましょう。

届出 ①第三者行為による傷病届（被害届）、②事故発生状況報告書、③同意書

問 住民課国保・後期高齢者医療係（☎23－2467）

ホームタンクからの油漏れに注意を

灯油が流出すると、水質汚染や健康被害を引き起こす恐れがあります。汚染した土壌の撤去や河川へ流出した油の回収が必要となり、原因者が多額の費用を負担しなければならない場合があります。

灯油の流出事故を防ぐためには、日ごろから家庭用ホームタンクを点検ください。

点検 ①ホームタンクと配管の接続部分にゆるみはないか、②ホームタンクに腐食や亀裂などの異常はないか、③灯油の減る量が目に見えて早くないか、④家屋内や周辺が油臭くないか

問 油漏れ事故に気付いた場合は、右記までご連絡ください。当別消防署予防課指導係（☎23－2537）、環境生活課環境対策係（☎23－2503）

広　告

広　告

事業者の方へ　eLTAX（エルタックス）をご利用ください

eLTAXは、当別町の法人町民税･個人住民税（特別徴収・給与支払報告）・固定資産税（償却資産）のほか、北海道の法人道民税・事業税・特別法人事業税などの申告、届出や納税をインターネット上でできる便利なシステムです。詳細はeLTAXホームページをご確認ください。

問 札幌道税事務所税務管理部課税第一課法人事業税第一係（☎011－204－5083）、税務課税務係（☎23－2332）

eLTAX ホームページ

11月30日は国民健康保険税の納期限です

納期限までに納付しないと､督促状の発付のほか、延滞金がかかる場合があります。病気や失業などのやむを得ない事情により、納期限までに納付することができない場合は、ご相談ください。

問 税務課納税係（☎23－2341）

令和８年度 新篠津村・当別町成年後見セミナーを開催します

「終活の一歩はエンディングノートから」ご自身や家族の将来の希望や、人生を見直す機会について考えてみませんか。「エンディングノート」や「人生設計」をキーワードに講演を行います。どなたでもお気軽にご参加ください。

日時 11月21日（土）10時30分～12時

場所 ゆとろ　多目的ホール　料金 無料

申込 11月16日（月）までに下記の問い合わせ先まで申し込みください。

問 とうべつ･しんしのつ成年後見支援センター(ゆとろ内・☎22－2301)

貯水槽は定期清掃・水質検査が必要です

ビルやマンションなどの「貯水槽水道」の管理は設置者が行わなければなりません。

貯水槽水道の種類

①簡易専用水道：貯水槽の有効容量が10㎥超え

②小規模貯水槽水道：貯水槽の有効容量が10㎥以下

簡易専用水道・小規模貯水槽水道の設置者は、水道法または条例等により、専門業者による貯水槽の点検・清掃と、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関による法定検査を、１年以内ごとに１回、定期的に行うことが義務付けられています。

問 上下水道課業務係（☎22－2411）

「フィーカ教室」を開催します

スウェーデンのおかしづくりを紹介する５回シリーズ、第４回目のテーマは「モカケーキ」です。リッチなチョコレートとコーヒーの味わいのケーキです。ぜひ挑戦してみてください。

日時 11月14日（土）10時～14時　場所 西当別コミュニティーセンター　調理室　定員 10名

料金 3,300円（材料費込み）　申込 11月12日（木）までスウェーデン交流センターに申し込みください。※オンラインショップ「mycket」からの申し込みが便利です。

問 一般財団法人スウェーデン交流センター（☎26－2360（火曜日を除く）/ mail:info@swedishcenter.or.jp）

mycket ホームページ

お詫びと訂正

広報とうべつ10月号13ページの「お知らせ」に、一部表記に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

誤：フォルティス

正：フォルティウス

広　告

広　告

お知らせ

令和８年度　防災講演会を実施します

大雪や暴風雪対策に役立つ天気豆知識や、ホワイトアウト時の対処法を学び、防災気象情報の正しい活用方法を身につける講座です。また、冬に発生する可能性のある大地震や停電などの複合災害への備えについても解説します。クイズや映像を交えた楽しい形式で、実践的な防災知識を学びながらイメージ力を養います。

講師 森山 知洋氏 日時 11 月 14（土） 10 時～ 11 時 30 分 場所 ゆとろ 多目的ホール 料金 無料

申込 11 月 12 日（木）までに申込フォームから申し込みください。（電話での申し込みも受け付けています）

申込フォーム

問 危機対策課危機対策係（☎ 23 － 3801）

一定面積以上の土地取引は届出が必要です

土地の売買、賃借、交換、営業譲渡など、一定面積以上の土地取引の契約は、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村への届出が必要です。

対象【都市計画区域を含む場合】5,000㎡以上、【都市計画区域外】１万㎡以上 期限 契約締結日から２週間以内　※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力ください。提出 次の書類を各１部 ①土地売買等届出書、②土地売買等契約書の写し、③土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の図面（住宅案内図等）、④土地の形状を明らかにした図面(公図)、⑤その他(必要に応じて委任状等)

町ホームページ

問 事業推進課事業推進係（☎ 23 － 3198）

当別町ミニバレー大会を開催します

初心者の方や職場の仲間などでぜひ申し込みください。

日程 11 月 29 日（日）9時～、総合体育館

種目 ①男女混成（男子のみも可）の部（アスリートコース、エンジョイコースの２種目）、②女子の部（エンジョイコースのみ） 料金 １人 500 円（当日払い） 申込 11 月 11 日（水）までに、申込用紙（総合体育館・西当別コミュニティーセンターに備え付け）を FAX で提出 主催 当別町ミニバレー協会

問　中多（☎ 090 － 6266 － 7584/FAX：29 － 3079）

11 月 30 日までにとうべつ EZOCA の取得を

物価高騰対策支援事業として、とうべつ EZOCA を保有する町民全員を対象に 1,000 ポイントを付与します。11 月 30 日までにとうべつ EZOCA を作成してください。ポイント付与は令和９年１月末を予定しています。

問 産業振興課産業振興係（☎ 23 － 3129）

寄付　寄贈

☆当別町社会福祉協議会へ

▼特定非営利活動法人　ニルスの会より　１万円



広　告

広　告

見守り情報

最新の消費者トラブル事例や対策、特殊詐欺の被害者にならないための情報を発信します。

「強引な勧誘で契約させられた！」
「不審な電話がきた！」など、
一人で悩まず相談しましょう！

相談先はこちら

環境生活課町民生活係　消費生活相談窓口
☎23−3209（8：45〜17：15）
☎188（消費者ホットダイヤル全国共通）

冬の準備は大丈夫？暖房器具の安全とエネルギー契約のトラブル

長年使用している暖房機器の安全点検はしていますか。点検をしないまま使用すると、火災事故につながる恐れがあります。

また、光熱費の値上がりを背景に「今より安くなる」と勧められて電気やガスの契約先を変更したが思ったほど安くならなかったというトラブルも見られますので、注意しましょう。

事例 古い電気ストーブのコードがショートし発火！

電気ストーブのコードが劣化していてショートし、火災になってしまった。



事例 電気代、安くなると言われたのに高くなった！

突然電話で、電気会社を変更すると料金が安くなると勧誘された。安くなると思っていたが実際には高くなり、解約を申し出ると高額な違約金を請求された。



対策 安全、安心のためのチェックリスト

☑定期的に点検・掃除を行う
暖房器具のフィルターや内部の清掃を行い、故障や異常を早期発見しましょう。

☑使用前に安全チェックを実施
電源コードの破損や部品の劣化がないか確認しましょう。

☑古い機器は買い替えを検討
10 年以上使用しているものは、安全性の高い新しいものへの交換をお勧めします。

☑電気・ガスの契約先を変更する前の確認事項
〇契約条件や料金プランの内容
〇事業者の名称や連絡先を確認し、インターネットなどで評判を確認
〇解約時の違約金はどうなっているか
〇メリットばかりを強調したり、断っても勧誘を続けるような事業者ではないか

※その場ですぐ契約することは避けましょう



広　告
広　告
広　告
広　告

北警察署からのお知らせ

「運転免許証の自主返納」について

運転免許が不要となった方や、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方は、自主的に運転免許証を返納することができます。

ただし、運転免許の停止・取消しの行政処分中の方や、停止・取消処分の基準等に該当する方等は、自主返納することができませんので、ご注意ください。

運転経歴証明書について

運転免許証を自主返納した方や運転免許証の更新を受けずに失効した方は、運転経歴証明書（顔写真付きの運転免許証を同一サイズの公的な本人確認書類）の交付を受けることができます。

ただし、自主返納後５年以上又は運転免許失効後５年以上が経過している方等は運転経歴証明書の交付を受けることができません。

北警察署にご相談を

本人、家族で「自動車の運転に不安がある」と感じられた場合は、お気軽に問い合わせください。平日９時から 16 時 30 分までの間に手続きができます。まずは事前に電話でも問い合わせすることも可能です。

冬の交通安全運動が始まります

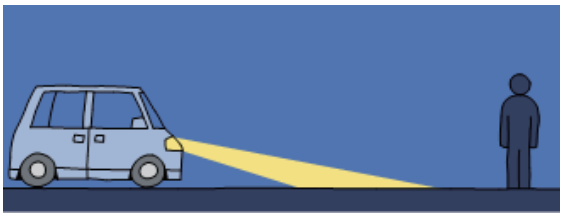
11 月 13 日(金)から 22 日(日)までの 10 日間、冬の交通安全運動が実施されます。

夕暮れが早まり、その時間帯（薄暮時間帯）の交通死亡事故・重傷事故の発生件数が増加します。

運転者の皆さんへ

○歩行者はいつどこで横断するかわかりません。常に左右の安全確認をしましょう。

○ライトは「ハイビーム」が基本です。対向車や先行車がいる時のみはロービームを活用しましょう。



歩行者の皆さんへ

○暗い服装では運転者は気づきにくいです。「明るい服装」＋「夜光反射材」を身につけましょう。

○交通ルールを守りましょう。横断歩道がない場所での横断や斜め横断はダメです。交通事故に繋がります。

問 北警察署交通第一課（☎011 － 727 － 0110）

広　告

広　告

広　告

消防署からのお知らせ

住警器等配付モデル事業贈呈式を行いました



一般社団法人全国消防機器協会が社会貢献を目的に実施する「令和８年度住警器等配付モデル事業」において、全国 48 地区の応募の中から、選ばれた 20 地区（北海道は２地区）のひとつに、今回みどり野町内会が採択されたことを受け、９月 15 日に当別消防署で贈呈式が開催されました。

当日は、当別消防署長から、みどり野町内会へ住宅防火に対する重要性を説明するとともに、目録の贈呈、住宅用火災警報器 50 個、住宅用消火器 25 本、防炎毛布 25 枚が寄贈されました。

また、贈呈式後に町内会の高齢者世帯に住宅用消火器等の配付及び住警器の設置を行い、より一層の住宅防火対策の推進、防火意識の向上を行いました。

暖房機器に気を付けましょう

寒い時期を迎え、ストーブやファンヒーター等の暖房機器を使用する時期を迎えました。誤った使い方をすると火災や救急事故を引き起こす原因となりますので、説明書等を見て使用前に清掃・点検・使用方法を確認し、安全に使用するよう心がけましょう。

ストーブ使用の際、給油時の注意点

- 耐振自動消火装置付きのストーブを使用
- 燃料は必ず灯油を使用
- 異常があればすぐに運転を停止し、業者の点検を受ける
- ストーブの上に洗濯物、周囲に燃えやすい物やスプレー缶を置かない
- 給油する際は火を消して、給油後はタンクのふたが完全にしまっていることを確認
- 就寝時や外出時は意図せずストーブと接触、転倒してしまう可能性があるので、必ず電源を消す

暖房機器は、正しく使用することで安全に暖かく過ごすことができます。「少しくらい大丈夫」という油断が火災や救急事故につながることがあります。一人ひとりが火災予防を意識し、安全な暖房機器の使用を心がけましょう。

問 予防課予防係（☎ 23 － 2537）

当別消防署ホームページ

広　告

広　告

広　告